

新財務相による英国税制改正案

新しい財務相であるジョージ・オズボーンは
経済回復に効果的な対策を講じたでしょうか？
今回の緊急税制改正案並びにそれが各企業
に及ぼす影響についての最新情報は
www.pwc.co.uk/budget をご覧下さい。

財務相による緊急英国税制改正案 — 2010年6月22日

A Budget, by George!

The Chancellor's emergency Budget – 22 June 2010

今後数日間何回も報道されることが予想されています、いわゆる「厳しいが公平である」税制改正案が発表されました。この改正案において財務相は、財政赤字の削減、英国経済の立て直し、経済成長へ向けた新たなモデルの構築を柱とした5年計画を定めました。

今回発表された変更点の多くは、改正案発表前の数週間にわたり予想されてはいたものの、納税者の反応が様々なものとなることには疑いの余地がありません。

ビジネス業界は、法人税率の引下げ、法人税の改正に関し産業界と諮問を持つという提案を概ね歓迎すると思われまふ。しかし、銀行業界は新たな銀行に対する課税を負担することになります。2010年6月23日以降のキャピタル・ゲイン税の一律28%への引上げは、多くが予想していた引上げ率ほど高くはありませんでした。しかし、税制をなるべく簡素にしておきたいという財務相の意向により、業務用資産に対する低税率が導入されなかったため、起業家の期待には応えられなかったこととなります。歳入増を最大にもたらすのは、VATの標準税率が2011年1月から20%への引き上げられることですが、ゼロ税率の対象範囲が変更されなかったのがせめてもの救いでしょう。

税制改正案には、見出しを飾るような税率および控除の変更が数多くありましたが、一方、今後の諮問期間を通して対処すべき数多くの分野も残されています。これらの中には、国外所得に対する課税、租税回避防止に対する汎用規定の導入の可能性、年金課税制度のさらなる変更等があります。

経済および財政見通し

The Office for Budget Responsibility (OBR)の中央経済予測による経済成長率は、先週発表された2010年の1.3%、2011年の2.6%から、それぞれ1.2%、2.3%へと僅かに下方修正されました。これらの変更は、当税制改正案で発表された増税および財政支出の削減による影響を反映したものです。しかしながら、改正案の予測は2013年以降、前回より多少強気な見方をしており、これは長期的な低金利により財政赤字の縮小が促進されることを反映しています。

総体的には、2012年から2.8%程度へ加速し、徐々に景気回復するという予想は合理的と考えられ、PwC独自の見通しとも概ね一致しています。

公共部門の正味借入(PSNB)予測は、増税および財政支出削減を反映し、ブレバジェットの数値から下方修正されました。最新の見通しは財政赤字が2010/11年度の1,490億ポンド(GDPの10.1%)から2014/15年度に370億ポンド(GDPの2.7%)へと削減されることです。それまでには、今回の緊急税制改正案に盛り込まれた対策の効果により、財政赤字はGDPの2%程度で削減されるものと予測しています。

財務相は今回の緊急税制改正案において将来に向けた新たな財政指令を導入しました。政府は5年間の財政予測期間の最後までに(今回の場合2015/16年)、サイクル調整をした該当期間の財政均衡を保たなければなりません。暫定措置として、GDPに対する正味借入の割合を2015/16年度までに減少させるという目標によってこれが補足されています。OBRの予測ではこれら双方の目標は、税制改正案における計画を一段と保守的に見積もっても、それより一年早い2014/15年度には達成できるものと示唆しています。

この緊急税制改正案における予測では、正味負債は2013/14年度までにGDPの70%程度でピークを迎え、その後徐々に減少するものとしています。これは2010年3月の税制改正案で2014/15年度にGDPの75%の負債比率のピークを迎えるという予測より早まっています。

2010年緊急税制改正案には3月の税制改正案に盛り込まれた措置よりも数多くの税務および財政支出に関する対応策が盛り込まれており、これらの措置により、2014/15年までにさらに400億ポンド程度の財政赤字の縮小が達成されるものと予想しています。総選挙前に保守党が公約した通り、財政赤字の縮小は増税よりもむしろ支出削減に大きく重点が置かれ、その比率はほぼ4:1となっています。

最も重要な税務上の措置(2013/14年度の歳入への影響は括弧内に示されています)は、VAT税率の20%への引き上げ(135億ポンドの歳入増)、個人所得税における基礎控除の段階的引き上げ(39億ポンドの歳入減)、新たな銀行課税(24億ポンドの歳入増)です。正味増税額は2014/15年度までに80億ポンドになるものと予想されます。さらに、2014/15年度までに320億ポンドにわたる公共支出の削減が発表されました。これらの削減は福祉手当の削減(110億ポンド)、各省庁の支出削減(170億ポンド)とともに負債に係る低金利(30億ポンド)から捻出される予定です。

総体的に今回の緊急税制改正案は、構造的な現在の財政赤字を削減するために効果的な対策を今議会中にわたって講じたと言えます。これらの対応策は厳格な引き締め政策で、短期的には経済成長が抑制されるかも知れませんが、長期的な視点では持続可能な経済回復に貢献すると考えられます。

個人に係る税制

基礎控除と基礎税率枠

2011年4月6日から65歳未満の納税者の基礎控除が1000ポンド引き上げられ、7475ポンドとなります。同時に基礎税率適用所得上限を引き下げることによって、最高税率課税の納税者に対してはこの基礎控除増額の利益が享受されないよう調整されます。

2011年の4月以降、約10万ポンドを超える高額所得者に対して基礎控除を段階的に減額することがすでに発表されていますが、今回の措置によりこれら高額所得者にとってさらなる増税となるかは今の所明らかにされていません。

英国社会保険料

2011年4月6日以降、最高税率適用所得の税枠と合わせる形で、社会保険料の個人負担分最高上限枠が引き下げられます。社会保険料の雇用主負担の適用最低額は現行より週21ポンド引き上げられます。先の予算案で2011/12課税年度以降の個人負担ならびに雇用主負担をそれぞれ1%ずつ引き上げることが発表されていますが、それとあわせての改正となります。

キャピタルゲイン税

2010年6月23日以降、28%のキャピタルゲイン税の新税率が導入されます。この新税率は所得税における基礎税率適用上限額を超える(現2009/10年度の税枠3万7400ポンド)所得者を対象としており、税枠3万7400ポンドを超えない所得者に対しては、現行の18%が適用されます。亡くなった納税者のトラスティおよび代理人には新税率の28%が適用されます。

企業投資を促進するため、起業家に対して適用される特別キャピタルゲイン税優遇制度が2010年6月23日以降、現行の200万ポンドから500万ポンドまで拡張されることとなりました。この税優遇策は一定の条件を満たしたゲインに対して、一律10%にて課税を行うものです。

社会福祉政策の見直しと関連手当

政府の緊縮財政方針に伴い、社会福祉関連優遇手当での縮小が発表されました。

2011年4月以降、ファミリー・タックスクレジットとして知られる手当での支給に関し、1世帯当たりの年収4万ポンド以上の世帯については適用限定を行う予定です。同時にこれら手当が低所得世帯に対して支給されるよう、2012/13年以降さらに改正を行うことを発表しました。また、子どもを持つ世帯に対して支給されるチャイルド・ベネフィットは2011年4月以降3年間据え置きとなりました。

企業年金

2011年4月からの適用が予定されていた、高額所得者に対する企業年金税優遇制度適用の制限措置(30%課税)の見直しを行うことを政府は発表しました。これまで予定されていた改正措置は複雑なため年金専門家などより多大な反対を受けていたという背景もあり、より簡素な制度を目指しています。新しい提案では、年間拠出限度額を現行の25万5千ポンドから3万または4万5千ポンド前後に大幅に引き下げることによって高額所得者の規定額以上の年金拠出あるいはベネフィット増加に関する増税を検討しています。

これにより、高額所得者が最低でも一部は貯蓄として企業年金を活用できることとなります。以前まで

の提案に比べ、企業にとっては事務処理、コンプライアンス業務がより簡素化されるという利益はあるものの、新提案により増税となる高所得従業員に対しどのような代替策を提示すべきかなど考慮する必要があるでしょう。

Enterprise management incentive (EMI)と Venture Capital Trusts (VCT)

EMIまたはVCTについての改正が先の予算案にて発表されましたが、その内容は今年末に発表される予定です。改正はEUガイドラインにより即することを目的としています。

法人税

法人税率

2011年4月1日より(大規模法人に対する)法人税率を28%から27%へ引き下げることが盛り込まれました。さらにそれ以降、毎年1%の引き下げにより2014年までに24%へと引き下げられることが提案されています。なお、英国油田開発関係のリングフェンス所得は30%のまま据え置かれています。

キャピタル・アローワンス

法人税率の引き下げとの均衡を図るため、資本的支出に関する償却率の引き下げが発表されています。企業は資本支出額を全額償却できることになりましたが、償却期間が長くなります。

- 機械及び設備の償却率は年間20%から18%に減少となります
- 長期耐用資産等の償却率は年間10%から8%に減少となります

A Budget, by George!

The Chancellor's emergency Budget – 22 June 2010

本件改正には一定の移行措置期間が設けられ、法人税法上は2012年4月1日以降開始する課税事業年度からの適用となり、所得税法上は2012年4月6日以降の課税事業年度からの適用となります。また、上記期間については移行措置レートが適用されます。

さらに、2012年4月以降、アニュアル・インベストメント・アローワンス（AIA）が100,000ポンドから25,000ポンドに減額されます。

銀行外形標準課税

銀行のバランスシートを基に、2011年1月1日以降から適用されます。当該課税の詳細は今後のコンサルテーションで発表される予定ですが、0.07%（2011年におけるレートは0.04%）と設定されることが提案されています。

研究開発費に係る税額控除

2009年プレバジェットにて発表されたように、研究開発費に係る税額控除を適用しようとする中小規模法人は当該研究開発から生じる知的財産権の保有者とならなければならないとする規定が廃止される予定です。

ワールドワイド・デット・キャップ・ルール

今後のコンサルテーションにて、前回のバジェットで提案されたとおり、ワールドワイド・デット・キャップ・ルールに関する諸規定につき多くの変更がなされる予定です。当該変更は本来の趣旨に沿った規定となるよう、現行の不確定な諸規定が見直される予定です。

資本の払い戻し

英国法人が資本の払い戻しを受けた際の税務上の取り扱いが確認されました。一定の資本の払い戻しについて2009年に導入された配当非課税制度の適用が受けられないという問題を解決するもので、減資による払い戻しに特に関係するものとなります。本規定は2009年7月1日以降から遡及的に適用されますが、適用を受けないとする選択もできるようになります。

コンソーシアム・リリーフ

コンソーシアムリリーフに関する改正には2つの改正が織り込まれる予定です。立法日以降に開始する課税事業年度においてEEA国の企業もコンソーシアムリリーフ上の関連会社として判定できるようになります。

また、現行の損失譲渡制限額を定める基準につき新たに議決権および他のコンソーシアムメンバーに対する支配が加えられることになりました。

間接税

VAT

VATの標準税率が2011年1月4日から17.5%から20%へと引き上げられる予定です。2011年1月4日以降に実施あるいは提供される物品またはサービスに対し17.5%の税率を適用する目的での取り決めが行われることを未然に防ぐための法令が2010年6月22日から導入されます。ゼロ税率、VAT免除、5%の軽減税率の適用対象に関する範囲規定には変更がありません。

その他の措置

保険プレミアムの高税率が17.5%から20%へ引き上げられます。標準税率は5%から6%へ引き上げられ、これは2011年1月4日からの適用予定となります。

前回のバジェットにおいて発表された以下の措置は、今回の緊急改正案にも含まれています。

- ライセンス義務の下にないロイヤルメールによる郵便サービスの提供（パーセルフオース等）、および自由に交渉できる条件の下で提供されるサービスはVAT免除でしたが、2011年1月31日から20%の税率でVATの課税対象となります。
- ゼロ税率の航空機の定義が2011年1月1日より変更される予定です。航空機の提供は、「主に国際線を収益の源泉として運航する航空会社」により使用された場合にのみゼロ税率とされます。前回の改正案では2010年9月1日からの導入予定でした。
- ガス、冷暖房の提供における「提供地」に関する規定が2011年1月1日より変更となり、また「Lennartz」原則も前回の改正案で発表された通り変更される予定です。

土石類採掘に係る課税

財務相による改正案の中で、北アイルランドにおける土石類採掘業者に対し80%の土石類に係る課税控除をさらに10年間適用延期することもまた発表されました。

租税回避ならびに徴税行政

租税回避

先の予算案にてローンやデリバティブ、また英国にて支払税金が発生していない企業投資家に対する英国税額控除に関連する代替投資ファンドを含む特定のスキームに関連して、会計上の「非認識」規定を用いた法人税課税回避行為を防止する措置を発表しています。政府は、年を追うごとに複雑かつ頻繁な法改正が必要となっている租税回避行為防止策に対応するため、戦略的な対応を行う予定であることを明言しました。租税回避行為防止汎用規定(GAAR)と呼ばれる条項導入に関連する検討や諮問を含むアプローチがとられる可能性があります。

英国の歳入税関庁(HMRC)の権限、租税回避行為抑止策、歳入防衛措置

本緊急予算案では今まで通り、延滞利息と還付利息のバランスを保つために非常に特定された改正案が発表されました。2008年から導入されている申告書の提出遅れ、納税の遅れに対する共通の罰則規定も発表されました。

今後の諮問対象事項

緊急予算案が発表された同日に「徴税政策のあり方：新たなアプローチ」という文書が発表されました。その諮問文書には徴税政策の策定、法制化および施行のフレームワークを改善するための多くの提案がなされています。政府は今夏中に関係各者・団体と全体的なアプローチにつき討議する予定です。

政府はまた、以下の分野を含む多くの改正につき、今後諮問を行うことを確認しました。

- 法人税改 – 財務大臣が議長となる財務省によるビジネス・フォーラムを発足させ、法人税改革、他国と比べた英国の税競争力について議論する予定
- タックスヘイブン対策税制(CFC、今夏) – 2011年春に暫定的改正を行い、新税制を2012年春に導入予定
- 国外支店の課税制度(今夏) – 非課税制度の導入を行う方向で検討
- 知的財産の課税制度 – 研究開発費に対する特別控除およびDysonレビューによる提案を議論する予定
- 英国外に永住地有する納税者 – 財政赤字を減少させることへの公平な負担を求めるための改正を検討
- 源泉税(PAYE) – 雇用主にとって簡単な源泉徴収システムを検討する予定です。
- 企業年金 – 75歳までにアニュイティーを年金拠出金から購入しなければならない制度の再検討および現行の拠出金の所得控除制度の改定につき検討。
- 環境保護に対する特別課税
- 租税回避防止に関する汎用条項 – 長年に渡って議論されてきた租税回避の防止を目的とした包括的な規定の必要性に関する検証

- 信託に係る相続税 – 租税回避に対する情報開示規制(disclosure of tax avoidance schemes)の範疇に含めるべきかを検討
- 金融機関における報酬開示制度
- EUにおける費用負担の税額免除(cost-sharing exemption) – 英国でも適用すべきかを検討

A Budget, by George!

The Chancellor's emergency Budget – 22 June 2010

今回の2010年度税制改正案に関するご質問、あるいは詳細な情報に関してましては、下記の担当者までお問い合わせ下さい。

佐藤 穰治
+44(0) 207 213 5407
johji.sato@uk.pwc.com

金 保仁
+44(0) 207 804 6737
bo.in.kim@uk.pwc.com

杉山 裕一
+44 (0) 20 7804 0210
yuichi.x.sugiyama@uk.pwc.com

福田 有紀子
+44 (0) 20 7804 9207
yukiko.fukuda@uk.pwc.com

小坂 淳子
+ 44 (0) 20 7212 6589
atsuko.kosaka@uk.pwc.com

岩崎 音靖
+44 (0) 121 265 6607
onsei.x.iwasaki@uk.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

PricewaterhouseCoopers provides industry-focused assurance, tax, and advisory services to build public trust and enhance value for its clients and their stakeholders. More than 155,000 people in 153 countries across our network share their thinking, experience and solutions to develop fresh perspectives and practical advice.

© 2010 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.